

# 社会福祉法人長井市社会福祉協議会障害者等指定居宅介護事業所運営規程

平成 15 年 2 月 18 日制定

## (目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人長井市社会福祉協議会が開設する長井市社会福祉協議会障害者等指定居宅介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又はホームヘルパー養成研修の修了者（以下「介護員」という。）が、居宅介護が必要な障害児及び障害者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な指定居宅介護を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第 2 条 事業所が実施する事業は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ居宅における自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護及び調理、洗濯、掃除等の家事並びにこれらに付随する生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 長井市社会福祉協議会障害者等指定居宅介護事業所
- (2) 所在地 山形県長井市館町北 6 番 19 号（長井市社会福祉協議会事務室）

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数、職務内容及び事業所に登録する職種、員数は次のとおりとする。

- (1) 管理者 介護福祉士 1 名  
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 介護福祉士 1 名以上  
サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、介護員等に対する技術指導、居宅介護計画の作成等を行う。
- (3) 介護員等 介護福祉士又は 2 級課程修了者 2 名以上  
介護員等は、指定居宅介護の提供に当たる。
- (4) 事務職員 1 名  
必要な事務を行う。

## (営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業所及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎日とする。但し、原則として 1 月 1 日は休日とする。
- (2) 営業時間 午前 7 時から午後 9 時までとする。但し、利用者の要望によっては、24 時間体制をとるものとする。
- (3) サービス提供日 毎日とする。但し、原則として 1 月 1 日は休日とする。
- (4) サービス提供時間 原則として午前 7 時から午後 9 時までとする。但し、利用者の要望によっては、冬期間において訪問不可能な場合を除き 24 時間体制をとるものとする。

(5) 上記の営業日、営業時間のほか、携帯電話等により、緊急時の連絡が可能な体制をとるものとする。

(居宅介護を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において、居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害児及び身体障害者
- (2) 知的障害児及び知的障害者
- (3) 精神障害者

(居宅介護の内容)

第7条 本事業で行う指定居宅介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画の作成
- (2) 身体介護
  - ① 食事の介護
  - ② 排せつの介護
  - ③ 衣類着脱の介護
  - ④ 入浴の介護及び身体の清拭、洗髪
  - ⑤ 通院等介助（身体介護を伴う場合）
  - ⑥ その他必要な身体の介護
- (3) 家事援助等
  - ① 調理
  - ② 衣類の洗濯、補修
  - ③ 住居等の掃除、整理整頓
  - ④ 生活必需品の買い物
  - ⑤ 関係機関との連絡
  - ⑥ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）
  - ⑦ その他必要な家事
- (4) 通院等乗降介助

通院等のため、従業者が自ら運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助を行う。

(5) 重度訪問介護

生活全般に関する援助（身体介護、家事援助、外出時における移動等の介護等）を行う。

(6) 前各号に掲げる便宜に付帯する支援

前各号に付帯する介護、家事、相談、助言

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 指定居宅介護を提供した際には、利用者又はその扶養義務者（以下、「利用者等」という。）から利用者負担額（山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年山形県規則第23号）第2条第2号に規定する利用者負担額をいう。）の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際には、前項に掲げる利用者負担額のほか、利用者等から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号 以下「法」という。）第29条第3項の規定により算定された介護給

付費の支払いを受けるものとする。この場合、提供した居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 第1項及び第2項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収書を利用者に対し交付しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、長井市の区域とする。

2 通常の実施地域以外の地域は、利用者、事業者双方協議の上決定するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 介護員等は居宅介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合には医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第11条 提供した指定居宅介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護に関し、法第48条第1項の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止のため、研修等を通して職員の人権意識を高めるとともに、サービス提供責任者による定期的な訪問等により状況把握を行う等必要な体制の整備を行い、また利用者が苦情受付窓口にすぐ連絡できるよう連絡先をわかりやすく明示するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第13条 居宅介護事業所は、介護員等の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年1回

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て会長が行う。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、事業所の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 11 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 3 月 16 日から施行し、令和 3 年 3 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。